○学校法人金沢工業大学利益相反ポリシー

（平成 22 年 12 月 1 日施行）
改正　平成 29 年 11 月 1 日

１．目的

学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）は、公益法人の使命として求められる社会的貢献の責務を果たすため、建学の精神に基づいて行う教育、研究等により創出された成果を広く社会に活かす見地から産学官連携活動を重視し、その積極的な推進と拡充・強化に取り組んでいる。しかし、産学官連携活動の活性化は、不本意にも、いわゆる利益相反の問題の発生を不可避なものにしている。

こうした状況を極力回避するため本法人は、利益相反の問題の発生を未然に防止する措置を講じることにより、産学官連携活動に関わる取り組みを萎縮させることなく、公益法人としての社会的貢献の要請に応え、本法人又は本法人の教職員に対する社会的信頼の維持と確保に努め、産学官連携活動がいっそう公正・円滑に推進されることを目的として、ここに本法人の利益相反ポリシーを定める。

２．定義

このポリシーにおいて利益相反とは、産学官連携活動を行うに際して、本法人又は本法人の教職員が本法人において有する責任と、当該産学官連携活動の他方の当事者（以下「企業等」という。）から得る利益とが両立し得ない状況（狭義の利益相反）、又は企業等に負っている責任とが両立し得ない状況（責務相反）をいうものとする。

３．基本姿勢

本法人は、産学官連携活動への参画を積極的に推進するに当たり、利益相反の問題については次の基本姿勢を堅持する。

（１）　本法人又は本法人の教職員は、産学官連携活動に参画しようとするときは、当該産学官連携活動が本法人の社会的貢献活動の一環となり得ること、また、その成果が教育、研究等の向上・発展に資するものであることを十分に確認する。

（２）　本法人は、産学官連携活動が健全に発展するようにするため、利益相反に関わる適切なマネジメントの制度や組織の確立に努める。

（３）　本法人又は本法人の教職員は、その名誉と社会的信用を維持し向上させるため、必要があるときは利益相反に関する疑義を開示する。

（４）　本法人は、本法人の教職員が安心して産学官連携活動に参画することができるよう利益相反に関する啓発活動を行い、創出される知的財産を保護する適切な環境の整備に努める。

４．利益相反マネジメントの対象者

利益相反マネジメントの対象者は、本法人の教職員であって、産学官連携活動に携わる者とする。

５．利益相反を防止するための組織

（１）　利益相反委員会

利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、本法人に利益相反委員会を置く。

（2） 利益相反相談窓口

利益相反マネジメントに関する手続きを円滑に行うため、産学連携局に利益相反相談窓口を置く。

（3） 利益相反委員会及び利益相反相談窓口に関する事項は、別に定める。

6．利益相反マネジメントの手続

（1） 利益相反マネジメントの対象者は、産学官連携活動によって生じる利益相反に関する情報を利益相反委員会に報告しなければならない。

（2） 教職員から提出された情報は、「学校法人金沢工業大学個人情報の保護に関する規則」に基づき判断し、記録及び保存する。

（3） 利益相反マネジメントに関する手続については、別に定める。

附　則

1　このポリシーは、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2　このポリシーは、平成 29 年 11 月 1 日から改正施行する。